

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	令和7年度喬木村物価高騰支援商品券発行事業	①物価高騰により大きな影響を受けている村民・事業者を支援するため、福祉施設入所者を除く全村民(5,700人)に村内約80店舗(食料品店を含む)で使用できる商品券(1人12,000円分)を配布する。食料品等に使用可能な商品券を発行することで、物価高騰の影響を受けている村民の負担軽減の効果がある。商品券は村内事業所での利用にすることで、物価高騰の影響を受けている事業所への支援につなげる。 ②商品券の発行及び諸経費 ③補助金12,000円×5,700名=68,400,000円 商品券等の印刷代 800,000円 換金手数料 33円×68,400件=2,257,200円 郵送料① 155円×2,200件=341,000円 郵送料② 110円×100件=11,000円 合計 71,809,200円 ④福祉施設入所者(グループホーム含む)を除く村民(5,700人)	R7.12	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	令和7年度喬木村小・中学校給食費負担軽減事業	①物価高騰の影響を受けた保護者の負担軽減として、小中学校の給食費を減免する。物価・エネルギー価格の高騰に伴い、子育て世帯の生活に負担が増加しているなかで、学校給食費は家庭にとって大きな支出の一つとなっている。給食費の減免を通して、子育て世帯の生活の安定や子供の健やかな成長の支援につなげる。 ②学校給食費賄材料費(教職員分は除く) ③学校給食費賄材料費公費負担分 5,388千円 (2ヶ月分の小中学校学校給食費を減免し、当該給食費分の賄材料費を公費により負担する) 【小学校減免分】 喬木第一小学校:児童263人×月額5,400円×2ヶ月=2,840,400円 喬木第二小学校:児童32人×月額5,400円×2ヶ月=345,600円 【中学校減免分】 喬木中学校:生徒172人×月額6,400円×2ヶ月=2,201,600円 ※交付金が充当が不足する額については、一般財源を財源とする 256千円 ④村立小中学校児童生徒の保護者	R7.12	R8.1
3	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	令和8年度喬木村住民税非課税世帯エアコン設置促進事業	①夏季の熱中症予防及び冬季の防寒対策を図ることを目的に、物価高騰の影響を受けている生活保護世帯を含む住民税非課税世帯のうち、家庭用エアコン未設置の世帯が新たに購入するエアコン設置費用の一部について補助を行う。 ②補助金、需用費、役務費 ③(補助金) 生活保護世帯:補助単価73,000円×1件=73,000円 生活保護世帯以外:補助単価48,000円×23件=1,104,000円 (消耗品費) 返信用封筒・用紙 30,000円 (役務費) 郵便料 6,000円 口座振替手数料 5,000円 ○その他:「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業」による県補助分625,000円(73,000円×1件+24,000円×23件) ④申請日時点で喬木村内に居住し、居住する住宅に稼働可能なエアコンがない住民税非課税世帯	R8.2	R8.4以降
4	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	令和7年度介護サービス事業者等物価高騰対策支援事業	①物価高騰等の影響を受けている介護サービス事業者等が安定的なサービス提供ができることを目的に、光熱費・食料費・燃料費等の価格高騰分の一部を助成する。 ②食料費・燃料価格等の高騰に係る費用に対し、定員等に応じて補助。負担金補助及び交付金。 ③・通所系(3事業者) ①基準額20,000円+加算額3,000円 ×送迎者数12人=56,000円【補助金】 ②基準額20,000円+加算額3,000円 ×送迎者数2人=26,000円【補助金】 ③基準額20,000円=20,000円【補助金】 ・配食系(1事業者) 基準額20,000円=20,000円【補助金】 合計122,000円 ④村内に所在する介護予防・日常生活支援総合事業(4事業者)の設置者	R8.2	R8.4以降
5	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	令和7年度特別養護老人ホーム喬木荘物価高騰対策支援事業	①物価高騰等の影響を受けている介護施設指定管理者が安定的なサービス提供ができることを目的に、光熱費・食料費・燃料費等の価格高騰分の一部を助成する。 ②食料費・燃料価格等の高騰に係る費用に対し、定員等に応じて補助。負担金補助及び交付金。 ③入所系(指定管理)(1施設) 基準額180,000円+加算額9,000円×定員58人=702,000円【補助金】 合計702,000円 ④村内に所在する指定管理施設(1施設)	R8.2	R8.4以降
6	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度喬木村畜産飼料高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている村内畜産農家の経営支援を目的とする。給付金を給付することで安定的な畜産農業経営を継続する効果がある。 ②飼料代高騰に係る経費 ③補助金 令和7年1月から12月までの飼料代の1/5(上限2,000,000円) 8農家 合計 8,500,000円 ④村内畜産農家	R8.2	R8.4以降

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	令和7年度喬木村農業者経営支援事業	①物価高騰の影響を受けている村内農業者の経営支援を目的とする。給付金を給付することで安定的な農業経営を継続する効果がある。 ②農業経営体に対する給付金 ③補助金 50,000円×50名 =2,500,000円(認定農業者) 10,000円×250名 =2,500,000円(それ以外の農業者) 合計 5,000,000円 ④農業所得のある村内農業者	R8.2	R8.4以降
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	令和7・8年度喬木村農業用機械購入補助事業	①物価高騰の影響を受けている村内農業者の経営支援を目的とする。農業用機械を購入する費用の一部を補助する。補助金を支給することで安定的な農業経営を継続する効果がある。 ②農業経営体に対する補助金 ③農業用機械購入費の10%以内(上限20万円) 200,000円×35件=7,000,000円 ④認定農業者または10a以上の農地を所有(貸借)している50歳以上の農業者	R7.4	R8.4以降
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	令和8年度喬木村商工業者物価高騰対策支援給付金交付事業	①物価高騰の影響を受けている村内事業者に対して、事業継続の支援のため、物価高騰対策支援給付金を支給する。 ②事業者の物価高騰対策として雇用人数に応じた支援金を給付する。 ③事業所1万+従事者数(令和8年3月31日現在雇用保険被保険者数)×1万円 ※ 上限100万円 1回限り 合計 10,000,000円 ④令和8年3月31日時点で村内に主たる事業所又は従たる事業所を有する法人又は個人事業主である者で、今後も事業を継続する意思があり、村税の滞納その他村に対する債務不履行がない者	R8.3	R8.4以降
10	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	令和8年度水道基本料金負担軽減対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民や事業者を支援するため、水道加入者(普及率98.9%)の水道料金の基本料金を全額減免し、その補填を行う。基本料金の減免を行うことで物価高騰等の影響を受けている水道加入者の負担軽減の効果がある。 ②基本料金減免分の補填及びシステム改修費(水道事業会計へ繰出) ③加入世帯数 13mm 2,204件×1,537円=3,387,548円 20mm 26件×3,044円=79,144円 25mm 36件×4,598円=165,528円 30mm 4件×6,802円=27,208円 40mm 6件×9,306円=55,836円 50mm 9件×15,268円=137,412円 小計3,852,676円=3,860,000円×6か月 =23,160,000円 システム改修費 990,000円(概算) 合計24,150,000円 ④水道事業会計、村内の水道加入世帯及び事業者(官公庁等を除く)	R8.3	R8.4以降